

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスという。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>	<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスという。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第17までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ・ロ（略） ハ 家事援助が中心である場合</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ・ロ（略） ハ 家事援助が中心である場合</p>

- (1) 所要時間30分未満の場合 104単位
- (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 151単位
- (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 195単位
- (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 236単位
- (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 273単位
- (6) 所要時間1時間30分以上の場合 308単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 104単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 195単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 273単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 343単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位

(4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 105単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 197単位
- (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 276単位
- (4) 所要時間1時間30分以上の場合 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

ホ (略)

注1 イ、ニ及びホについては、区分1（障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下「区分省令」という。）第2条第1号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあつては、これに相当する心身の状態とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業

所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第 号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において適用する第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第 号）第3条に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人

所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する心身の状態（障害児にあつては、これに相当する心身の状態）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）

）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。）（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(→)又は(□)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(→)又は(□)に掲げる単位数

(→) (略)

(□) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

5 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(→)又は(□)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(→)又は(□)に掲げる単位数

(→) (略)

(□) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 625単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

7～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）又は指定通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同

を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 630単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

7～12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第10の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設

じ。)若しくは指定入所支援(同法第24条の2に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、登録特定行為事業者(同法附則第20条第2項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。)の認定特定行為業務従事者(同法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注12の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等(国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算

(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。)に入所(通所による入所を含む。)している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ	所要時間 1時間未満の場合	181単位
ロ	所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	271単位
ハ	所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	362単位
ニ	所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	452単位
ホ	所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	542単位
ヘ	所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	632単位
ト	所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合	723単位
チ	所要時間 4時間以上 8時間未満の場合	808単位に所要時間 4

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ	所要時間 1時間未満の場合	183単位
ロ	所要時間 1時間以上 1時間30分未満の場合	274単位
ハ	所要時間 1時間30分以上 2時間未満の場合	365単位
ニ	所要時間 2時間以上 2時間30分未満の場合	456単位
ホ	所要時間 2時間30分以上 3時間未満の場合	547単位
ヘ	所要時間 3時間以上 3時間30分未満の場合	638単位
ト	所要時間 3時間30分以上 4時間未満の場合	729単位
チ	所要時間 4時間以上 8時間未満の場合	814単位に所要時間 4

<p>時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数</p> <p>リ 所要時8時間以上12時間未満の場合 <u>1,488単位</u>に所要時間8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>85単位</u>を加算した 単位数</p> <p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,163単位</u>に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算し た単位数</p> <p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 <u>2,809単位</u>に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算し た単位数</p> <p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,491単位</u>に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算し た単位数</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第8</u>の注1に規定する 利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき 、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分 の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6～11 (略)</p> <p>12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けて いる間 (<u>第9</u>の1の注5の適用を受けている間 (指定障害 福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定 の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの経過的居宅介 護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。</p>	<p>時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した 単位数</p> <p>リ 所要時8時間以上12時間未満の場合 <u>1,495単位</u>に所要時間8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>86単位</u>を加算した 単位数</p> <p>ヌ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 <u>2,178単位</u>に所要時間 12時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算し た単位数</p> <p>ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合 <u>2,831単位</u>に所要時間 16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算し た単位数</p> <p>ヲ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 <u>3,514単位</u>に所要時間 20時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>81単位</u>を加算し た単位数</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 別に厚生労働大臣が定める者が、<u>第9</u>の注1に規定する 利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき 、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分 の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>6～11 (略)</p> <p>12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けて いる間 (<u>第10</u>の1の注5の適用を受けている間 (指定障害 福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定 の適用を受ける利用者に限る。)) 又は同ホの経過的居宅介 護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。) <u>又は旧法施設支援を受けている間は、</u> 重度訪問介護サー ビス費は、算定しない。</p>
---	--

2～4 (略)

5 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業

2～4 (略)

所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、1から5までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、6の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ・ロ (略)

注1～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注7の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ・ロ (略)

注1～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第4 行動援護

1 行動援護サービスマン

- イ 所要時間30分未満の場合 251単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 398単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 579単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 726単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 872単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,019単位
- ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,166単位
- チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,313単位
- リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,460単位
- ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 1,607単位

第4 行動援護

1 行動援護サービスマン

- イ 所要時間30分未満の場合 254単位
- ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 402単位
- ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 584単位
- ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 732単位
- ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 880単位
- ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 1,028単位
- ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 1,176単位
- チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 1,324単位
- リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合 1,472単位
- ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合 1,620単位

ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	1,753単位
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	1,900単位
ヅ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	2,047単位
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	2,194単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	2,341単位
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	2,487単位

注 1～8 (略)

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

4 喀痰吸引等支援体制加算

100単位

注 指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注6の(1)の特定事業所加算(1)を算定している場合は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ル	所要時間 5 時間以上 5 時間30分未満の場合	1,768単位
ヲ	所要時間 5 時間30分以上 6 時間未満の場合	1,916単位
ヅ	所要時間 6 時間以上 6 時間30分未満の場合	2,064単位
カ	所要時間 6 時間30分以上 7 時間未満の場合	2,212単位
ヨ	所要時間 7 時間以上 7 時間30分未満の場合	2,360単位
タ	所要時間 7 時間30分以上の場合	2,508単位

注 1～8 (略)

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む。)している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

6 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、1から4までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、5の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定しない。

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費

(1) 療養介護サービス費(Ⅰ)

イ 利用定員が40人以下

ロ 利用定員が41人以上60人以下

ハ 利用定員が61人以上80人以下

ニ 利用定員が81人以上

(2) 療養介護サービス費(Ⅱ)

イ 利用定員が40人以下

ロ 利用定員が41人以上60人以下

ハ 利用定員が61人以上80人以下

ニ 利用定員が81人以上

896単位

877単位

861単位

850単位

653単位

623単位

599単位

586単位

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が40人以下

(2) 利用定員が41人以上60人以下

(3) 利用定員が61人以上80人以下

(4) 利用定員が81人以上

904単位

885単位

868単位

857単位